

一〇七 舎人村条例綴（抄）

① 鳥取県河村郡舎人村条例
条例第二号

第一条 制第五十六条ニ依リ本村長ヲ有給吏員トス

理由 本村ハ戸口甚ダ多キニアラズト雖モ農業ノ余

暇種々ノ業ヲ営ミ事務ノ繁忙予想ノ外ニ出ス

故ニ正法ニ依リ名譽職ヲ以テ組織スルモ適當

ノ人ニ乏シク事務ノ洪滞ヲ免カレス依之村長

ヲ有給トシ汎ク当器ノ人ヲ選舉シ不断役場ニ

常勤シ事務ヲ整理セシメント欲スル所以ナリ

内務省許丁第一三四号

明治二十四年七月二十六日稟請鳥取県河村郡舎人村条

例有給村長ニ関スル件

右町村制第二百二十五条ニ依リ之ヲ許可ス

明治二十四年八月二十日

内務大臣子爵 品川弥二郎

② 区長及代理者任期条例

第一条 制第六十四条ニ依リ本村各区ニ置キタル区

（及脱力）

長代理者ハ其任期ヲ二年トス

理由 区長及其代理者ハ村長ノ補助者ニシテ大体ヨ

リ之ヲ觀ルモ其任期ヲ定メサル可カラス殊ニ

之ヲ無限就任セシムルトキハ或ハ怠慢ニ陥イ

ルノ弊ナシトセス此レ本条例ノ必要ナル所以

ナリ

明治二十六年四月六日

内務省許丁第二五号

明治二十六年四月七日稟諸鳥取県河村郡舎人村条例区
長及代理者任期ニ関スル件

右町村制第二百二十五条ニ依リ之ヲ許可ス

明治二十六年五月二日

内務大臣伯爵 井上 馨

③ 舎人村区会条例改正条例

鳥取県東伯郡舎人村区会条例改正条例

第一条 本村各部落ニ所有スル財産及營造物ニ関スル

事務ノ為メ町村制第一百四十四条ニ依リ区会ヲ設ク

第二条 本村各部落ノ区域名称ヲ定ムル左ノ如シ

第一区大字宮内村 第二区大字藤津村

第三区大字野方村 第四区大字白石村

第五区大字方地村 第六区大字漆原村

第七区大字北福村

第三条 区会議員ノ定員ハ毎区各六人トス

第四条 区会議員ハ名譽職トス

第五条 区会議員トナルヲ得ベキモノハ村会議員ノ被

選挙権ヲ有シ其区ニ住スルモノニ限ル

第六条 区内ニ住スル村公民ハ総テ区会議員ノ選挙権

ヲ有ス

但公民権ヲ停止セラルル者及町村制第九条第三

項ノ場合ニ該ル者ハ此限ニアラズ

第七条 凡ソ内国人ニシテ公権ヲ有シ其区ニ於テ直接

村税ヲ納ムル者其額区内ニ住スル公民ノ其区ニ

於テ最モ多ク納税スル者三名中ノ一人ヨリモ多
キトキハ区内ニ住スル公民ニアラズト雖選舉權
ヲ有ス但公民權ヲ停止セラルル者及町村制第九
条第三項ノ場合ニ該ル者ハ此限ニアラズ

第八条 法律ニ從テ設立シタル会社其他法人ニシテ前
条ノ場合ニ該ルトキモ亦同ジ

第九条 区會議員ノ任期及選舉ハ渾テ町村會議員ノ例
ニ依ル但選舉人ノ等級ヲ分タズ

第十条 本条例ニ規定セルモノノ外区会ノ組織職務權
限及処務規程ニシテ町村会条例ヲ適用シ得ヘキ
モノハ之ニ抛ル

④ 舍人村衛生組合同約（抄）

（ママ）

第一条 組合ハ協同一致衛生ヲ鞏固ニシ身体ノ健全ヲ
保チ天授ノ幸福ヲ全フスルヲ目的トス

第二条 本組合内ヲ七区ニ分ケ毎区ニ組長一名ヲ置キ
大字区長ニ之ヲ囑托スルモノトス

第四条 組長ノ任務左ノ如シ

- （一） 組内人民ノ衛生思想ヲ富マシメ發達ヲ図ル事
- （二） 警察官及村長ヨリ衛生予防上ニ付指示セラレ
タル事項ハ之ヲ組合ニ周知シ旦之ガ履行ヲ期
セシムル事

（四） 定期清潔方法及臨時清潔方法ヲ組合内ニ履行
セシムル事

（ママ）

（五） 前項定期ハ毎年一回期日ヲ定メ六月三十一日
迄ニ村役場巡查駐在所ヘ報告シ臨時警察官及

村長ノ指示スルトキニヨル

(七) 伝染病患者アル事ヲ聞知シタルトキハ直ニ医師ノ診察ヲ請ワシメ之ト同時ニ村役場巡査駐在所ヘ患者ノ住所氏名ヲ記シ報告スル事

第六条 清潔法ハ定期臨時ノ二種トシ定期ハ四月二臨時ハ組長ヨリ指示スル時トス

定期清潔方法ハ

(一) 家屋ハ煤及床下ノ塵芥ヲ除去シ且窓戸ヲ開放シテ大氣ヲ通セシムベシ

(三) 通路宅地等ハ塵芥汚物ヲ掃除シ汚穢ノ地ニハ乾燥シタル土砂ヲ敷キ乾カスベシ

(四) 井水ハ飲用雜用ヲ問ハズ總テ浚渫シ破損ノケ所ハ修理ヲ加工汚水ノ透混入等ノ虞ナカラシムベシ

第七条 消毒方法ハ

一項 伝染病患者全治死亡若クハ他ニ移転シタトキハ直ニ左ノ消毒方法ヲ施行スヘシ

(一) 被服臥具布片硝子器陶器本製品ニシテ氣熱ニ堪ユルモノハ蒸氣消毒ヲナスヘシ

(三) 被服臥具布片器具等ニシテ氣熱ニ堪ヘサル者ハ藥物消毒ヲナスヘシ

(四) 家屋ハ石灰酸水若クハ昇汞水ヲ以テ消毒スヘシ

第九条 組内人民ニシテ伝染病及疑似患者アルヲ知得シタルトキハ直ニ組長ニ申出スルモノトス

第十条 組合地区内ノ場所ニ伝染密告函ヲ掲グ

大字宮内村内

中央一ヶ所

大字藤津村内

同上

大字野方村内 同上

大字白石村内 同上

大字方地村内 同上

大字漆原村内 同上

大字北福村内 同上

第十一条 第九条ノ申告ヲ憚ルモノハ患者ノ氏名ノミ

ヲ記シ密告函ニ投スヘシ

第十二条 伝染病流行ノ際ハ左記各項ヲ確守ニ該病漫

延ヲ防クモノトス

一組合内ニ於テ赤痢病流行時期ニ当リ下痢患者アル

これら

トキ又ハ虎列勒病流行時ニ吐瀉病者アルトキ若シ
クハ天然痘ノ流行ニ小児ノ顔面ニ腫物ヲ出シ凡テ
似寄ノ病アルトキ其病状ノ如何ヲ問ハス下痢物吐
瀉物ニハ消毒シ患者ハ医師ノ診察ヲ求ムルモノト
ス

二患者ト交通ヲ断ツ事

三患者ノ四隣ハ消毒の清潔方法ヲ施行スル事

但シ下水溝渠等ヲ攪擾スヘカラス

ちふす

五虎列勒赤痢病腸窒扶斯ペストニ罹リタル患者ハ勉

メテ隔離病舎ニ入ラシメ伝播ノ憂ナカラシムヘシ

第十五条 第七条第八条第十二条ニ背キタルモノ及情

ニ依テ第九条申告ヲナサザルモノハ二十錢以上

五十錢以下ノ違約金ヲ徴収ス其身元貧窮ナルト

キハ勞力ヲ以テ之ニ代リ償ワシムル事ヲ得

第十九条 本規約ハ郡長ノ認可ヲ受ケ施行ス加除訂正

モ又同ジ